鹿児島県	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	三級地	
奄美市名瀬長浜町一の一	（略）	長崎税関鹿児島税関支署名瀬監視署	
（略）	（略）	（略）	
（略）	（略）	（略）	

備考１　この表の所在地欄に掲げる所在地の表示は、平成二十九年四月一日（沖縄地区税関石垣税関支署石垣空港出張所に係るものにあつては平成三十年七月一日、沖縄森林管理署安波森林事務所に係るものにあつては同年十月一日、那覇検疫所平良出張所に係るものにあつては平成三十一年四月一日、門司税関厳原税関支署比田勝監視署及び長崎税関鹿児島税関支署名瀬監視署に係るものにあつては令和二年四月一日）における区域を示し、その後における当該区域に係る表示の変更によつて影響されるものではない。

２　（略）

二　冬期に限り特地勤務手当が支給される官署

都道府県	所在地	官署	級別区分
北海道	（略）	（略）	一級地
	上川郡上川町中央町六〇三	上川自然保護官事務所	
	（略）	（略）	
（略）	（略）	（略）	（略）

備考　（略）

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）に基づき、人事院規則九―一二三（本府省業務調整手当）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和二年四月一日

人事院総裁　一宮なほみ

人事院規則九―一二三―三七

人事院規則九―一二三（本府省業務調整手当）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―一二三（本府省業務調整手当）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分があるものは、これを当該傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
（給与法第十条の三第一項第一号の人事院規則で定める業務）	（給与法第十条の三第一項第一号の人事院規則で定める業務）
第三条　給与法第十条の三第一項第一号の人事院規則で定める業務は、次に掲げる業務とする。	**第三条**　給与法第十条の三第一項第一号の人事院規則で定める業務は、次に掲げる業務とする。
一～八　（略）	一～八　（略）
九　国土交通省の業務であって、次に掲げるもの	九　国土交通省の業務であって、次に掲げるもの
イ～ト　（略）	イ～ト　（略）
チ　技術管理センターの業務	チ　航空局交通管制部管制技術課技術管理センターの業務
リ　性能評価センターの業務	（新設）
十～十四　（略）	十～十四　（略）

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

鹿児島県	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	三級地	
奄美市名瀬入舟町二二の一	（略）	長崎税関鹿児島税関支署名瀬監視署	
（略）	（略）	（略）	
（略）	（略）	（略）	

備考１　この表の所在地欄に掲げる所在地の表示は、平成二十九年四月一日（沖縄地区税関石垣税関支署石垣空港出張所に係るものにあつては平成三十年七月一日、沖縄森林管理署安波森林事務所に係るものにあつては同年十月一日、那覇検疫所平良出張所に係るものにあつては平成三十一年四月一日）における区域を示し、その後における当該区域に係る表示の変更によつて影響されるものではない。

２　（略）

二　冬期に限り特地勤務手当が支給される官署

都道府県	所在地	官署	級別区分
北海道	（略）	（略）	一級地
	上川郡上川町中央町九八の四	上川自然保護官事務所	
	（略）	（略）	
（略）	（略）	（略）	（略）

備考　（略）